

返戻金制度

定額手数料については、契約期間は1年間とし、1年間で2名の紹介による雇用の締結ができない場合は、契約期間の手数料を雇用締結のできなかった割合に応じ返金する。又は、1年以降2名に達するまで毎月の定額手数料を無料とする。